

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 3 月 13 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

国 民 年 金 関 係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800090 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1800024 号

第1 結論

平成3年1月及び同年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正する必要がある。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年*月から昭和56年1月まで
② 平成3年1月及び同年2月

請求期間①について、私が20歳になった昭和54年*月頃に、母親がA市役所B支所（以下「B支所」という。）で、私の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、母親がB支所の窓口か、又は、自宅に来ていた自治会の集金人に納付してくれていたはずである。

請求期間②について、結婚後は、家庭の経済的なことは私が行っており、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。当該期間の保険料については、口座振替か、又は、納付書で納付していたはずである。

請求期間①が未加入による未納、請求期間②が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者は、結婚後は、家庭の経済的なことは自身が行っており、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、当該期間の保険料については、口座振替か、又は、納付書で納付していたはずであると主張しているところ、オンライン記録によると、その夫の結婚後の保険料は全て納付済みとなっている上、請求者及びその夫に係るA市の国民年金保険料収納状況一覧表によると、当該期間直前の平成2年4月から同年12月までの期間の保険料については、夫婦ともにほぼ同一日に納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、請求者の保険料の納付意識は高かったも

のと認められ、2か月と短期間である請求期間②の保険料を納付できなかつたとする特別な事情は見当たらないことから、当該期間についても、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間①について、請求者は、20歳になった昭和54年＊月頃に、母親が自身の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、納付してくれていたはずであると主張しているところ、請求者の母親も、同年＊月頃に、B支所か、又は自宅で、請求者の国民年金の加入手続を行ったと陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年10月頃と推認され、請求者及び請求者の母親が主張又は陳述する加入手続時期と一致しない。

また、請求期間①の国民年金保険料について、請求者の母親は、自宅に来ていた自治会の集金人に納付していたので、保険料の滞納はないはずである旨陳述しているが、請求者から提出された年金手帳（写）によると、請求者が初めて国民年金の被保険者になった日は、会社を退職後の「昭和57年9月21日」と記載されている上、当該日付はオンライン記録とも一致しており、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間①当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間①に係る納付書は発行されないため、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800078 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800049 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から平成 9 年 1 月 16 日まで

私は、請求期間に A 社に勤務しており、平成 4 年から平成 8 年までの間に何度も B 社会保険事務所（当時）へ行き、自身の年金加入状況について確認したところ、「あなたの年金は、つながっている。」との回答を得ていたので、請求期間も厚生年金に加入し、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずである。

請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の 1 回目の訂正請求については、i) A 社は、「請求者に係る厚生年金保険への加入の有無について、入社当時は加入させていなかった。平成 9 年頃に、請求者から厚生年金保険への加入希望があり、平成 9 年 1 月 16 日に厚生年金保険に加入させた。それよりも前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答していること、ii) 同社は、請求者に係る平成 7 年及び平成 8 年の個人別賃金台帳を保管しており、当該台帳により、請求者に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、当該台帳の支給合計欄に記載されている毎月の額は、請求者の預金通帳の写しに記載されている給与振込額と一致していることが確認できること、iii) 同社が加入している C 健康保険組合において、請求者は、平成 9 年 1 月 16 日に被保険者資格を取得しており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できることから、平成 27 年 9 月 30 日付で、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

請求者の 2 回目の訂正請求については、A 社に勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない旨主張し、請求者自身が記憶している複数の同僚の名前を挙げ、再度訂正請求を行っているが、請求者が名前を挙げた同僚のうち、照会先が判明した同僚に照会したもの、連絡を取ることができず、請求者の請求期間における厚生年金保

険料の控除を裏付ける証言を得られなかつたことから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできないとして、平成28年12月12日付けて、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回の訂正請求において、請求期間も厚生年金に加入し、給与から厚生年金保険料が引かれていたと主張し、再度、同僚の名前を挙げ訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が名前を挙げた同僚のうち、連絡が取れた同僚は、請求期間後の平成10年に、A社に入社したため、請求期間のことについては不明である旨陳述していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができず、請求者の主張のみでは、これまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。